

第3 水噴霧消火設備

1 水源

第1屋内消火栓設備1（(5)を除く。）に準ずること。

2 加圧送水装置

第1屋内消火栓設備2（(3)、(6)、(8)及び(11)を除く。）に準ずるほか、加圧送水装置は水噴霧消火設備専用とすること。

3 呼水装置

第1屋内消火栓設備3に準ずること。

4 配管

第1屋内消火栓設備4（(14)及び(20)を除く。）及び第2スプリンクラー設備4(4)から(8)に準ずるほか、次によること。

(1) 配管口径は、設けられたヘッドの個数又は同時放射するヘッドの個数に応じ、「配管の摩擦損失計算の基準」（平成20年消防庁告示第32号）に準じ、配管の摩擦損失、放水量を勘案し、適正な口径を設定すること。

(2) 配管途中には、次に掲げるストレーナを設けること。

ア 網目の開き又は円孔の径は、噴霧ヘッドの最小通路の2分の1以下であること。

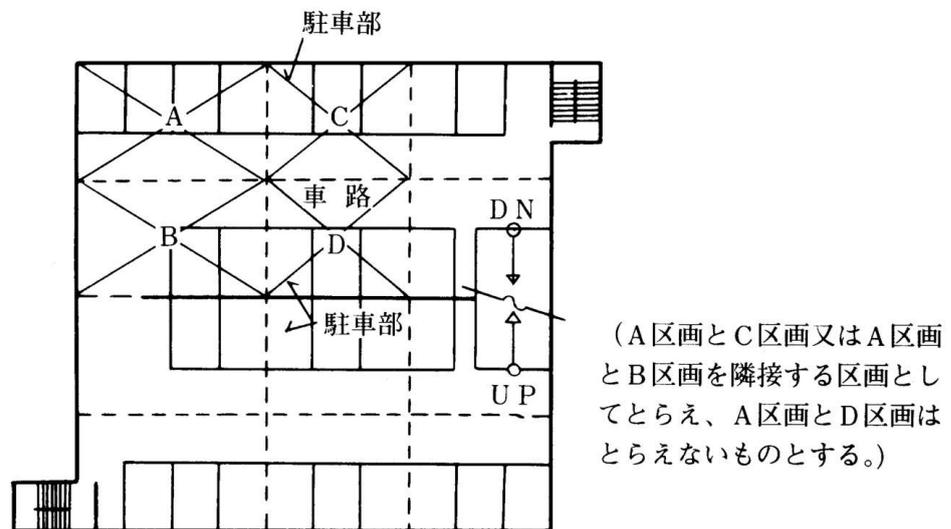
イ 網目等の面積の合計は、接続する配管断面積の4倍以上であること。

ウ 網目等が容易に清掃できるものであること。

(3) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に水噴霧消火設備である旨を表示すること。

5 同時放射区画

規則第17条第2項第3号に定める隣接する2つの区画のうち最大となるものを同時放射した場合、必要となる水源、加圧送水装置等を確保すること。（第3-1図参照）



第3-1図

6 電気機器との保有空間

令第14条第1項第3号に規定する噴霧ヘッド又は、配管と高圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第3条に規定する高圧又は特別高圧をいう。）電気機器の露出充電部等との間は、次表に掲げる保有空間をとること。

公称電圧	噴霧ヘッドとの保有空間	配管との保有空間
3 kV	170 mm以上	70 mm以上
6 kV	170 "	70 "
10 kV	200 "	100 "
20 kV	300 "	170 "
30 kV	400 "	250 "
40 kV	500 "	400 "
60 kV	700 "	550 "
70 kV	800 "	650 "

7 試験装置

第2スプリンクラー設備9(4)に準ずること。

8 流水検知装置及び自動警報装置

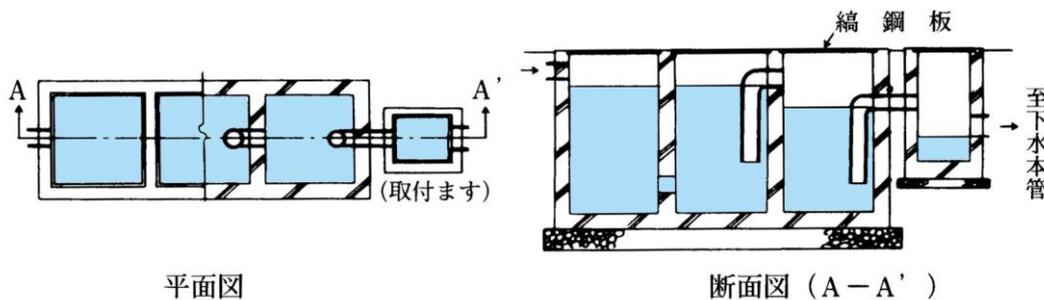
第2スプリンクラー設備8に準ずるほか、流水検知装置の一次側の制御弁は、当該放射区画を經由することなく接近できる共用部分若しくは階段直近等に設け、容易に操作できる位置に設けること。

9 起動装置

第2スプリンクラー設備10及び第4泡消火設備7に準ずること。

10 排水設備

- (1) 放射された水を有効に排水できる措置を講ずること。
- (2) 駐車場の用に供される防火対象物又はその部分に設ける場合は、放射された水量を処理できる油分離槽を設けること。（第3-2図参照）



第3-2図

11 表示等

第2スプリンクラー設備13(1)、(3)及び(4)に準ずるほか、送水口には、「送水口（水噴霧消火設備専用）」及び適正送水圧力値の表示を併せて行うこと。

12 駐車場等

- (1) 駐車場等に特殊消火設備の設置が必要となる場合は、原則として水噴霧消火設備又は泡消火設備を設けること。ただし、立体駐車場等で、水噴霧消火設備又は泡消火設備の設置が困難なものにあつては、この限りでない。
- (2) 共同住宅の一部に駐車場を設け、特殊消火設備が必要となる場合は、水噴霧消火設備、泡消火設備又は移動式粉末消火設備等（第4泡消火設備10(3)に定める周囲等に開放性がある場合に限る。）とすること。